

◇大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

- 1 月の途中に採用又は交通費の増額があった臨時的任用職員の通勤手当について、
当月分から支給・改定するため必要な事項を定めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規程は、令和 8 年10月 1 日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)